

堺市立中央図書館所蔵古文書調査概要（平成一〇～一一年度）

当館では現在、江戸期から明治期にかけての約三〇件の古文書群を所蔵している。

この活用のために、平成一〇年度より、当館が館蔵文書の整理事業に着手し、本市教育委員会生涯学習部社会教育課と博物館の専門職員の協力を得て、平成一一年度までに一六件文書、約三三〇〇点につき整理・仮目録作業を終えた。一一に継続中の整理事業の中間報告を行い、所蔵文書の概要を紹介する。

概要の紹介に先立ち、当館の所蔵する文書の収蔵の経緯と、今までの整理と利用について触れておく。

収蔵の経緯は、昭和六年、『堺市史』編纂終了後に市史編纂部から引き継いだもの、およびその後数点の寄贈資料、昭和三九年の『堺市史続編』編纂に先立ち『堺市史史料』の調査や史料調査の過程で収集（購入）したもの、平成一二年度から一〇年度までに図書費で購入したものに大別でき、それぞれの時期で、収蔵時の整理の状況が異なっている。

昭和六年に市史編纂部から引き継いだもの

明治三五年、堺市史の編纂を目的として史料調査が行われた。残念ながらその事業は約一年で頓挫し市史の公刊には至らなかつたが、その時の史料探訪の記録と史料が『堺史料類纂』（五八冊）として当館に残っている。明治三五年までの刊本、写真、新聞、雑誌などの抜書、調査書、その他聞書の書留、墓碑銘、古記録などの筆耕集である。

大正一三年から昭和五年にかけての『堺市史』の編纂に際しては、より綿密な史料調査が行われ、『堺市史史料』（一四五冊）としてまとめられた。編纂事業終了後、この筆耕集『堺市史史料』と調査記録『史料探訪目録』を当館が引き

継ぎ、昭和一三年には『堺市史史料目録』『堺市史史料目録 写真編』を作成し、同様に前述の『堺史料類纂』の総目次も作成して発行し、利用の便をはかつてきた。第一次世界大戦の戦禍により、そこに採録された文書原本の多くが消失・散逸し、これらの筆耕史料でしかみることの出来ない史料も多い。

そして市史編纂部が収集した文書と図書資料についても同様に当館が引き継ぎ、目録カードを作成して整理し、保管してきた。

昭和三七年から四三年に収集（購入）したもの

昭和三九年より『堺市史統編』を編纂するに先立ち、昭和三五年から『堺市史史料』の調査研究を黒羽兵治郎氏の協力を得て行つた。また、合併により拡大した新市域の史料調査が市史編纂室で開始されるのにあわせて、当館では昭和三七年から四三年にかけて、古書店等で販売されていた主に新市域の文書を積極的に収集した。同時期（昭和三六年から四一年）に旧蔵文書や購入文書について、一部、解説整理を行つた。

平成二年から一〇年に購入したもの

近年においては、平成二年（一九九〇）から、散逸する郷土資料を収集するため、古書店等から市域の絵図、地図類や文書の購入を行い、今日に至つてはいる。

当館では、これらの所蔵史料の紹介と論説を目的として、昭和四一年に『堺研究』を発刊した。たとえば、創刊号で「堺奉行所『公事訴訟御取捌帳』（『堺史料類纂』所載）を、第九号で『老圃歴史』（『堺市史史料』所載・南治好氏蔵）等を紹介してきた。現在も福島雅蔵氏「堺廻り農村の御用留帳」で『公儀御触書留帳』（当館蔵）について翻刻中である。

文書の利用については、平成一〇年度より整理事業に着手し、福島雅蔵・岡田光代調査指導員の指導のもとに調査員各位のご協力により整理・仮目録作成を行い、マイクロフィルム撮影により閲覧用複製資料を作成するなど、より多くの研究者に閲覧していただけるよう環境整備につとめているところである。

調査の経過は、左記のとおりである。なお、多くのご協力をいただいた調査指導員および調査員の方々に深く感謝する次第である。

調査経過

調査体制（平成一〇～一二年度）

調査指導員	福島 雅蔵	花園大学名誉教授
佐藤 政則	麗澤大学国際経済学部教授	
岡田 光代	大阪府立大学経済学部助教授	
倉橋 昌之	堺市教育委員会生涯学習部社会教育課	平成一二年度より堺市博物館学芸課研究員
矢内 一磨	堺市博物館学芸課研究員	
荒武賢一朗	上田歩美	大久保雅央 太田佳恵 加島美和 北林千鶴 斎藤利彦 重岡伸泰
戸塚順子	西本幸嗣	宮地明子 村上由佳 山崎善弘 山形隆司
調査事務担当	堺市立中央図書館総務課図書館サービス係	郷土資料担当
堺市教育委員会生涯学習部社会教育課		
堺市博物館学芸課		

調査日程、対象文書の収蔵・整理経過

平成一〇年度 平成一一年一月一二~三〇日(六日間) 整理・仮目録作業

堺小西家文書(五八点)

昭和三八年購入 朱漆塗文箱入

堺御坊文書(三一点)

昭和四年購入 一月と四月の二回にわたって受入 吉祥文様文箱入

堺淨行寺文書(一一点)

平成五年購入

堺触松町石津屋久兵衛文書(一一点)

平成二年一二点・平成九年一点購入 一括して整理

和泉国大鳥郡東山新田文書(外山家)(九一点)

平成二年購入

和泉国大鳥郡百済村文書(七九点)

平成五年購入

和泉国大鳥郡上石津村文書(三点)

平成八年購入 一点と二点にわけて木箱入(箱書あり)

河内国丹南郡西村文書(一一二点)

平成二年購入 黒漆塗文箱入

攝津国住吉郡南嶋新田文書(外山家)(三一点)

平成八年購入

平成一一年度 平成一一年八月二十四日~一〇月三十日(七日間) 整理・仮目録作業

堺市中関係文書(一〇八点)

昭和六年市史編纂部より引き継ぎ

昭和一三~一四年受入整理「個別文書」と呼称

昭和一八~四四年に寄贈された堺市中の文書も一括

平成一一年整理に際し「個別文書」を改称

堺真宗寺文書(六九点)

昭和一二~一四年ころ受入整理

平成一一年整理に際し「個別文書」から独立

堺耳家文書(七点)

大正一四年耳卯兵衛氏より市史編纂部へ寄贈(五六点) 冊子四点を除き巻子二本に表装

昭和六年市史編纂部より引き継ぎ

昭和一三年「個別文書」として受入整理

平成一一年整理に際し「個別文書」から独立

昭和三年市史編纂部が購入

昭和六年市史編纂部より引き継ぎ

昭和一三年「個別文書」として受入整理

平成一一年整理に際し「個別文書」から独立

昭和二七年購入

堺銀行文書(一七七点)

昭和二七年購入

平成一一年度 平成一二年八月一~五日、八月二九日~九月一日(一〇日間) 整理・仮目録作業

堺銀行文書

平成一一年度に引き続き、書簡綴等九点(約一九〇〇通)の細目録を整理 繼続中

河内国丹南郡西村太田家文書(一二四四一点)

昭和三七年購入

公儀御触書留帳(四点)

昭和一五年寄贈

『堺研究』一八号から二三四号、一八号から現在まで翻刻中

なお、市史(編纂部から引き継いだり)が古書店から購入した文書については、現時点では出所や来歴が不明のものが多く、今後の調査で明らかにしていく必要がある。このたび整理事業の中間報告を行い、文書を公開し研究者に活用していただく中でも明らかにされていくことを期待するものである。

(堺市立中央図書館・郷土資料担当)

一 堀小西家文書

この文書群は五八点から成り、年代的には貞享五年(一六八八)から明治一〇年(一八七七)の史料が認められる。小西家は、神明町中浜に店を構える商家であり、勘太郎、治郎兵衛、治郎右衛門、清右衛門という当主の名前が窺える。堺商人の象徴ともいえる「糸割符商人」のなかに名を連ね、近世期を通して堺と諸地域を結ぶ商品流通において活躍したと考えられる。

ここに含まれる文書は、伊勢・尾張との貿易関係、糸割符関係、奉公人請状、金銭貸借証文、家關係(家屋敷譲渡、遺言状、系図など)に大別される。

とくに、についての史料が半数を占め、幕末期における小西家の経営は、貝類の取引に大きく依存していた可能性を示している。取引相手は、尾張國愛知郡下之一色村(現・名古屋市中川区)や伊勢國桑名城下の今一色町(現・三重県桑名市)の貝問屋である。両地とも伊勢湾における貝の産地ならびにその流通拠点として名を馳せており、(『下之一色民俗調査報告』、『桑名市史本編』)、主に下之一色村からは「晒貝(装飾品や和菓子の器に利用する貝殻)」、今一色町からは生貝を仕入れている。この貝類の運送を一手に請け負っているのは桑名今一色町の諸國廻船問屋・佐々部茂左衛門で、実際の運搬業務を行っているのは淡路国(廻船)であると思われる。商品輸送には紀伊半島廻り

の海運が利用され、取引成立に関する覚書や荷物の船積状、貝値段の情報伝達には陸路の飛脚が使われている。

この文書群によつて、あまり注目されなかつた近世の紀伊半島海運や堺と伊勢・尾張の流通ルートの一端が明らかになるとともに、「糸割符商人」経営の多様な一面が示唆される。

(荒武 賢一朗)

二 堀御坊文書

堺御坊は、現在、堺市神明町東三丁にある浄土真宗本願寺派の寺院である。信託院と号し、大谷派堺別院であった南御坊に対し北御坊と称している。文明八年(一四七六)真宗寺境内に建てられた信託院を継承した寺で、本願寺東西分派後、西本願寺末に属した。

本文書群は、全二一点である。内容から分類すれば、堺御坊関係(一点)、顯如の遠忌関係(四点)、如春尼の遠忌関係(五点)、その他の遠忌関係、顕尊の誕生祝儀関係、報恩講関係(八点)、その他、である。

の「堺御坊御道具之留」は、文書群のなかで唯一の堺御坊独自の史料である。その奥書に「右之道具、当寺御堂御移徒之時、寶光寺・了秀両人二、以清右衛門、真宗寺被成御渡候、則其留也」とあり、慶長六年(一六〇一)に真宗寺に宝物・什物を渡したことがわかる。堺における東西分派を考える上で重要な史料である。

は、文禄元年(一五九一)一一月に遷化した本願寺第十一世顯如の遠忌の際の仏事・和讚次第の記録類である。こゝでは、三・七・一二回忌の記録がある。

は、慶長三年(一五九八)に没した顯如室如春尼の遠忌の記録類である。中陰の際の記録をはじめ、七・一三・二五回忌のものがある。慶長年間、如春尼の子・証如の時期の遠忌の法要記録として貴重である。その他に、慈性院・貞

梁院の遠忌記録もある。

は、永禄七年（一五六四）教如の弟興正寺顯尊の誕生記録である。誕生祝儀・御はぐる祝儀等の行事内容を書き上げた記録である。

宗祖親鸞の恩徳を謝する報恩講に關わる記録類は、天正一六・同一八・同一九・慶長三・同一三年のものがある。特に、慶長三年は蓮如百年忌の年にあたり、その法要の意味は大きかつたであらう。

このよひ、「」を除く文書群は、本願寺そのものに關わる非常に古い重要史料であるが、文書の形態・筆跡から、本願寺で書き留められていたものを、堺御坊が近世の段階で、「与したものと考えられる。本文書群は、堺御坊のみならず、真宗史を考える上で貴重なものといえる。

（西本 幸嗣）

三 堀淨行寺文書

淨行寺は、現在、堺市神明町東二丁にある本願寺派の寺院である。北御坊（本願寺派堺別院）の門前に位置する。織田信長に領地を没収された八木城（現・岸和田市）城主萩野会部丞が顯如に帰依し、和泉国額原村に淨行寺を建立した。会部丞の弟善性は、北御坊境内に住して淨行寺と号し寛永七年（一六三〇）現在地に寺を移転した。

本文書群は、全一二点である。年代は、寛政一年を最古にして近世後期から幕末維新期のもの（明治元年まで）である。内容から分類すれば、寺普請関係（一点）宗旨人別改帳（二点）宗判一件関係（九点）である。一二点すべて、豎帳形態のものである。

「庫裏普請録」は、慶応二年（一八六六）庫裏を普請する際の寄附金と寄附人を書き上げたものである。寄附人は、

全二八人で、すべて屋号をもつ堺の町人層が名を連ねている。

「宗旨人別改帳」は、「家」と戸主を筆頭に家族の名と年齢・居住地を記した寺院の基本台帳である。一二点では、慶応三年・同四年の二冊があり、檀家約五〇軒が記載されている。檀家は、居住地から堺市中約七〇町にわたり名々一二軒ずつ存在していることがわかる。また、「一軒」と「米仲買渡世」「毛綿渡世」「油小売渡世」などの職業が記されており、市中の商業活動を知るうえでも重要な史料となる。

宗判一件関係は、「宗判一件控」「送り入控」「送証文入控」と称する文書群である。これらは、寺で取り交わされた送り証文類（宗旨送り証文、縁組・縁付証文、往来手形など）を書き留めた帳面であり、寛政一年から明治六年まで、ほぼ連続して九冊にまとめられている。寺の檀家のなかの戸口の出入りを知ることができる。特に内容をみれば、娘の縁付けの記載が多く、当時の堺市中における婚姻状況と通婚圏を考察するうえで好史料となる。

（西本 幸嗣）

四 堀袖松町石津屋久兵衛文書

本文書群は天保三年（一八三二）から明治四年（一八七一）三月にわたる一二点の文書群である。石津屋久兵衛は、堺袖松町の商人として金融業と貸家経営を営んでいたようであるが、詳細は不明である。

構成と内容は、堺新地の竜神堂普請の寄付請取覚、外山安次郎による少林寺境内竹林の調査報告、金融関係文書、借家・家財道具の借用証文類、家の入用関係文書から構成される。

は堺新地竜神堂（善法寺）の普請寄付請取である。「丙申六月朔日」とあり、竜神堂が天保六年（一八三五）に建立されたものである」とから、この文書の年代は天保七年であると思われる。には少林寺町寺町にある少林寺竹林の

由緒が記されている。その記述によると、住僧伯蔵主（はくぞうし）が三匹の白狐を寺で育てたようであるが、後欠のため詳細は不明である。には堺宿屋町善教寺住持正達の借銀の返済をめぐる訴訟関係文書がまとまって伝存している。住持正達の死後、一〇年を経ても後継者が決まりず貸付銀が返済されないことについての訴状である。その後善教寺の跡を相続した正顯を相手にした訴訟にまで発展した。そのほかには積立講の通帳、借銀証文がある。は石津屋久兵衛が営んでいた貸家経営の証文である。嘉永六年（一八五三）一月の指屋喜兵衛の証文、慶応二年（一八六六）正月の丹後屋卯之助の証文では、「借家請状之事」・「附物一札之事（家財道具借受状）」が対で揃っている。に含まれる「萬買上物帳」は茶道具買上用である。この記述内容を詳細に見ると年代の下限は、明治二五年（一八九一）まで下がる。

（大久保 雅央）

五 和泉国大鳥郡東山新田文書（外山家）

本文書群は九一点からなり、年代的には天明八年（一七八八）から明治五年（一八七一）に及んでいる。

東山新田は、はじめ堺奉行役知、天和元年（一六八一）幕府領、元禄元年（一六八八）側用人牧野成貞知行、宝永二年（一七〇五）以降は下総関宿藩久世氏領という領主変遷を辿っている。寛文八年（一六六八）に、三年間は無年貢、四年田からは銀納を条件として、梅川（升屋）七左衛門と大和屋長右衛門が開発の任に当たることになった。しかし、寛政年間（一七九〇～九）には深井村の外山中藏に売却されている。

つまり、本文書は関宿藩久世氏領時代のものであり、多くは外山家が統領を勤めていた時期のものである。

その内容は、ほとんどが年貢収納に関するものであり、九一点中、実に八八点にも及んでいる。具体的には、「上納通」・「銀納通」といった文書名が多く、「東山新田統領外山平七郎」から各百姓に宛て、年貢銀を受け取ったの文

言が記されているものも少なくない。なお、東山新田では木綿など畑作の商品作物の栽培が盛んであつたが、事実これら文書は畠年貢に関するものとなつてている。

残る三點の文書については、一点が「ウリ附控」の文書名を有するものの、他二点は付箋状になつており、銀子勘定の類となつてている。

以上のように、本文書は年貢収納関係のものが大多数を占めるが、そこからは、東山新田の経営実態をある程度うかがうことが可能である。また、本文書は「摂津国住吉郡南嶋新田文書（外山家）」（一三八頁参照）と一対のものである可能性があるので、こちらの文書も参考にすることによって同新田の経営実態がより詳細に知られるものと思ひ。

（山崎 善弘）

六 和泉国大鳥郡百済村文書

本文書群は七九点からなり、年代は寛政四年（一七九一）三月から明治二一年（一八七九）四月までのものであり、近世から近代にかけての文書七六点、年不詳文書三点により構成される。

近世文書は寛政期、化政期、嘉永期以降の幕末期の史料に大別される。

寛政期の史料としては、寛政四年三月の去亥御年貢皆済目録や寛政九年一月の湯治道中の身元保証の一札等がある。化政期の史料では戸口関係として人別送り状等があり、幕末期の史料には慶応元年一一月の丑御年貢皆済目録等の史料がある。

近代文書は明治元年～五年の史料と明治一〇年～二一年の史料に大別される。

明治五年までの史料の多くは人別送り状等の戸口関係の史料で、その他に明治元年九月の年貢米金札上納伺書や明治

四年一〇月の庄屋退役願書、明治初年の民部省・堺県・伯太藩役人大池林見分の達書等がある。

また百済村のうち北条組分の史料として、明治一年三月の貢租等の領分限取替一札、明治三年一月の助合米差出シ候者名前帳、明治三年一〇月の村方土蔵年貢米開置および津出しの願書、明治初年の高札場再置願が挙げられる。

明治一〇年以降の史料としては、明治一二年四月の南郡池尻村所在の共有地名簿等がある。

文書群全体の傾向としては人別送り状が比較的多く含まれており、百済村と近隣の村々との人々の交流を窺い知る」とが出来る。

なお年月日未詳文書の中に威鉄砲使用許可願があるが、このなかで百済村は「仁徳天皇様御陵」と「履仲天皇様御陵」に集まつた多くの野鳥に田畠が荒らされることが理由として挙げられており、御陵近隣の村としての特色があらわれた史料といえる。

（重岡 伸泰）

七 和泉国大鳥郡上石津村文書

本文書は、次の三点によつて構成される。

和泉国大鳥郡上石津村検地帳 延宝六年（一六七八）

和泉国大鳥郡上石津村検地帳（写） 延宝七年（一六七九）

淨土真宗門御改帳 慶応二年（一八六六）三月

ます現状であるが、 は同一の木箱、 は単独で木箱に納められている。 には朱筆（後年の加筆か）があり、 には近代の墨紙（元禄一〇年（一六九七）に仰せ付けられた除地高記載）が貼り付けられており、 木箱上蓋表に「延宝七己未年／和泉国大鳥郡上石津村御検地帳写／六月十五日」と記載されている。

検地帳は、二冊共ほぼ同一の内容となつており、上石津村は近世前期幕府領で、延宝六年一二月八日から検地に着手し、同七年三月八日付で作成・提出したと推察される。検地担当は岸和田藩主岡部内膳正行隆で、検地惣奉行は岡部内膳正内宮崎清兵衛・佐々甚左衛門。検地奉行は、田代市之丞ら六名である。検地帳から、上石津村には一三九〇筆あり、古検高一一五九石二斗五升、新検高一一一〇石四斗四升三合であることがわかる。

次に、宗門改帳であるが、慶応二年の上石津村は岸和田藩領地で、各戸単位に、上石津村百姓で下石津村住居者についても調査し、旦那寺は、永詳（祥）寺・願行寺・圓淨寺・慈光寺（以上、上石津村）など一五ヶ寺（他村寺舎）がみえる。ただし、合計の家数・人数は未記載（下書か控の可能性）となつており、奥書に、庄屋ら一一名が印形し、鈴木町役所宛に差し出している。

以上、三点の文書は、 に結納品受納の旨を記した挟み込み（明治四年（一九〇九）四月吉辰日。深江甚平より中務光治宛）があることから、深江家（上石津村庄屋）が所蔵していたと考えられ、また、延宝検地と戸口研究の一史料として、近世上石津村の様相がみえる。

（北林 千鶴）

八 河内国丹南郡西村文書

この文書群は一二二点から成り、年代的には元禄二年（一六八九）から明治一年（一八六九）の史料が含まれている。

西村（現・日置荘西町）は、幕領時代を経て館林藩（秋元家）領として明治維新を迎へ、明治二年（一八八九）に近隣の北村・原寺村・田中新田と合併し、日置荘村（ひきのしょうむら）となる。この西村文書は同村に居住していた平三右衛門、平左衛門等を歴代当主とする家（本稿では平三右衛門家と仮称）に伝来したと推定される。

内容としては、元禄年間及び延享・寛延・文化・文政年間の年貢関係、菜種・麦売買関係、奉公人請状、小作請負証文類、金融貸借関係に分類できる。つまり、は西村の村政に関する公的文書、からは平三右衛門家の経営についての私的文書である。

は西村の支配に関する免状（年貢割付書類）であり、元禄期には幕領代官の辻弥五右衛門、設樂喜兵衛、小川藤左衛門、万年長十郎から発給され、西村庄屋・年寄・惣百姓方へ宛てられている。村高は、元禄二年から明治維新に至るまで九一五石三斗九升七合で変動はない。には平三右衛門家の菜種取引についての史料を多く含んでいる。これら書類から西村内、あるいは原寺村から菜種を入手していることが明らかであり、の奉公人受け入れを含めて「日置庄村」地域内における諸関係が認められる。ないしからは西村および近接村々との関係のみならず、他の丹南郡村々や八上郡下との金融貸借関係の事実が窺える。

以上の内容から、西村に関する村政の動向や平三右衛門家の経営状況を詳細に示す史料群であることが明らかであるが、さらに近隣村々の記録との照合から、この地域全体の社会構造解明につながるものといえよう。

（荒武 賢一朗）

九 摂津国住吉郡南嶋新田文書（外山家）

本文書群は三一点からなり、年代は天明二年（一七八一）から明治三三年（一九〇〇）に及んでいる。その内容は新田経営に関するもので、天明二年に南嶋・平田新田が売却された時の引継文書の目録、天明六年の借家証文、天保一三年の助郷関係文書、弘化四年に地境・川幅を確定した書上、明治三三年の南嶋・弥三次郎・平田新田の測量図などが含まれている。『三宝村誌』によれば、南嶋新田が外山平七郎の所有となるのは嘉永二年（一八四九）である

ので、本文書群は外山家以前の新田地主が所有していた文書が外山家に引き継がれることで形成されたと考えられる。

の文書では新田譲渡の際に引き継ぐべき文書として、検地帳五冊、新田縦図四枚、免状八八枚、皆済目録一枚、国役手形四枚、宗門帳二冊、五人組帳六冊、小作反別帳一冊、明細帳一枚、惣百姓連判帳并前書一冊、汐抜井路御改反別帳二冊、内百姓制禁帳一冊が挙げられている。これらの文書は残念ながら現存していないが、新田売買の際にいかなる文書がそれに伴つて移動したかを窺い知ることが出来るものである。の文書は新田内の借家の賃貸契約条件が記されており、新田経営の在り方の一端が窺える。の文書では大和川堤防の決壊被害を理由として新田経営の窮状を訴えており、大和川河口に位置する当新田の特徴をよく表現している。の文書は堤防の欠損に伴い土地の境界を改めて確定したものであり、近世後期の当新田の概要が知られる。の文書は一筆ごとの田地の測量図であり、明治期の当新田の詳細を知ることが出来る史料である。

以上のように本文書は多様な内容を含んでいるとともに、近世から明治三八年に同新田が売却されるまでの変遷の概要を知ることが出来る史料であると言える。

（山形 隆司）

一〇 堺市中関係文書

当館蔵「堺市中関係文書」は、堺市中の町（農人町を含む）および市中近郊の新田などに関する江戸時代後期から明治時代にかけての文書約百点によって構成されている。

昭和六年に『堺市史』編纂事業が完了した後、市が編纂のために収集購入した古文書は図書館の所管になった。昭和三六年ころからこれらの文書は整理され、一所に伝来したまとまった文書群ではないことから「個別文書」の名称で一

括された。今回の整理ではより利用しやすくするために従来の「個別文書」の称を廃して、「個別文書」のグループのなかから堺市中関係のものを「堺市中関係文書」の分類名称のもとにまとめて「」。

内容としては、市中全体にかかるものと個別町や個別の新田にかかるものとに大別される。前者には、惣年寄由緒書（嘉永六年）、堺南北大工仲間定書（元禄八年）や糸割符由緒書（嘉永四年）など、さまざまな市中の職人・商人集団に関する史料、幕末の港の台場建築に関する史料などがあげられる。これらは、堺の市中のさまざまな仲間組織の由緒や市中での商業活動の沿革を知るうえで重要な史料となる。

後者には、絹屋町、車農人町など個別町の水帳、車農人町、北材木農人町などの個別町の惣年寄由緒書（嘉永六年）、堺南北大工仲間定書（元禄八年）や糸割符由緒書（嘉永四年）など、さまざまな市中の職人・商人集団に関する史料、幕末の港の台場建築に関する史料などがあげられる。これらは、堺の市中のさまざまな仲間組織の由緒や市中での商業活動の沿革を知るうえで重要な史料となる。

車農人町の町入用勘定帳などがあげられる。個別町の水帳や宗旨人別帳からは、近世堺の町の規模と住民のありようを部分的ではあるがうかがい知ることができる。また、町入用勘定帳は、幕末から明治にかけての時期のものが残つてお

り、町入用の用途が激動期の時代にどのように変化したかのかを読み取ることができ興味深い。

一所に伝来した文書群ではないため、まとまりを欠く面もあるが、第二次大戦の戦災によって、堺市中の多くの文書が焼失している現在、本史料の持つ価値は大きい。

大正一三年（一九二四）から昭和五年（一九三〇）にかけて『堺市史』の編纂のために収集された史料を筆耕した「堺市史史料」（当館蔵）とあわせて調べることで、堺の都市史について有益な成果が期待できる。

（矢内一磨）

一 堀真宗寺文書

真宗寺（堺市神明町東二丁）は、本山東本願寺「五箇寺衆」として別格の寺格を誇った寺院である。本文書群は六九

点で、内訳は、A宗旨人別改帳類三六点、B本山東本願寺法主家一門および主要寺院に関する法会・儀式等の記録類三一点、Cその他の聞書類等二点である。

Aのグループは、享和三年（一八〇三）から明治元年（一八六八）までの文書で、当時の家族構成等を知ることができ、記載された堺市中の町名としては、享和三年九月付「宗旨御改帳」では、戎町六間筋・九間町浜・北木挽町等一一の町名がある。その中で北鏡屋町を最初に置いているのは、屋号を越前屋と称し北庄村屋を兼ねた豪商で、居宅が国の重要文化財に指定されている檀家筆頭山口久右衛門家の居住地であったからであろうか。また、天保四年（一八三三）付「春秋町方村方宗旨改入別記」では、近接する「堺廻り四か村」の湊・北庄・中筋、および井関新町・安立町四町目の住民が「二月改」の、堺市中の住民が「九月改」の対象である等、町方と村方を区別している。

近在の数々寺の同一宗派寺院では、本山や公儀の触類等の伝達、あるいは相互の連帯・扶助・警戒を目的とした教団組織として「組寺制度」をつくっていた。中本寺（触頭）真宗寺は組頭として、淨得寺（堺市錦之町東二丁）、専妙寺（堺市柳之町東二丁旧在）、常通寺（堺市寺地町西二丁）と「真宗寺組」を形成していた。本文書に散見する専妙寺は組寺寺院であったが、元治元年（一八六四）九月付「宗旨人別帳」に、「専妙寺無住預組頭真宗寺当番役者正覚寺」とあるように、幕末頃には無住状態で、組頭の真宗寺とその当番役正覚寺が寺務を代行している。専妙寺が慶応二年（一八六六）廢寺に至る経緯と、「組寺制度」のあり方を伺うこともできる。また、真宗寺は「五箇寺衆」であるとともに中本寺でもあつたため、寺務を司る役寺が置かれていた。真宗寺の寺家として正安寺（現、廢寺）の名が『堺市史』に記されているが、本文書から役寺として正念寺・正覚寺・善正寺などの名が見られ、真宗寺の組織関係を知ることができ

る。

Bのグループは、寛文三年（一六六三）九月付「教如上人五十年御法事之記」や、明和五年（一七六八）五月二一日

付「悉成院様（東本願寺一九世法主乘如実母）御收骨御墓供養之記」等、本山と宗門主要寺院に関するものである。真宗寺は、「五箇寺衆」として本山の法会・声明の作法、年中行事等の本山儀式の中核部を司る立場であつたため、諸法会や儀式に関する記録類が書写、所蔵されたものである。

本文書群は、件数も僅かで断片的ではあるが、堺市中の動静はもとより、「組寺制度」の組頭としての側面と「五箇寺衆」の一員としての側面を記したものとして、堺市中の寺院組織と近世東本願寺史の解明の一助ともなるものである。

つ。

（倉橋 重之）

一一 堀耳家文書

本文書群は、堺の料亭耳卯楼を営んでいた耳卯兵衛氏より、大正一四年に市史編纂部に寄贈されたものである。そのうち五点は、昭和三年に同編纂部により時系列にまとめて三本の冊子に表装しなおされている。冊子三本のほか、寄進帳や講の加入帳といった冊子の史料が四点あり、現在の総点数は七点である。

耳家は、古くから堺で漁業に携わった家であることはわかつてゐるが、屋号など詳細は不明である。

また、『堺市史』第六巻資料編、『堺市史』続編第五巻、『堺市史史料』にも数点が翻刻されているが、今回調査した史料群にはそれらに関連した史料多く含まれてゐる。

一巻目は寛享五年（寛延元年・一七四八）の史料で、新在家町濱・芦原町の漁師と紙屋善兵衛との間で起きた複数の出入りについての史料が中心となつてゐる。この出入りは、堺でも尼崎でも先に船着した方から先に売買を始めてよいが、もし双方の舟が同時に船着した場合は堺の船が優先して売買するといふ、夜の内に船着した場合は船着した順に売

買を始めたてもよい、といふ、結果的に堺の漁船に対しても有利な形で一旦決着したものの、後日新たな出入りが発生し数年にわたつても認めることとなる。

二巻目は、寛延三年（一七五〇）から寛政元年（一七八九）までの史料で、紙屋善兵衛と新在家町濱宵屋治兵衛による尼崎「さいじ船」に対する狼籍を咎める面の出入りを初めとして、寛延四年（一七五一）の魚沖買仲間定覚書や漁船の新規所持願、また銀子借用証文や家質証文、家屋敷の永代売渡証文なども見られる。

三巻目は、寛政二年（一八〇〇）から天保二年（一八四一）の史料で、漁船の譲渡証文や漁船の冥加銀の上納覚、また尼崎貝濱中や「つきじ」貝濱中よりの書状なども見られる。他に宗廟受状や和田寅への寄進の覚などもあり、多岐に渡つてゐる。

漁師同士の漁場争論の史料は数多く残され、研究もなされているが、魚の売買における争論の史料は珍しく、生魚売買に関する貴重な史料であるとともに、漁師と魚仲買・魚問屋の関係とその営業形態を明らかにする端緒になれる史料といえるだろう。また、泉州地域における漁業・魚売買に関する史料は数少なく、地域史を研究する上でも貴重な史料ではないだらうか。

（上田 歩美）

一一 堀芝居番付

当館蔵「堀芝居番付」は、天保一五年（一八四四）から嘉永二年（一八五〇）までの堺新地南芝居・新地北芝居における芝居興行の役割番付や断簡の絵図しなど一二三点よりな。

当館に収蔵されたおり、史料名として「中村富十郎在堺当時芝居番付外一種」と付けられたことからもわかるように、

二代田中村富十郎が、堺における興行に出勤した際の役割番付を中心に構成されている。その内訳は、年・外題など不明の総額と断簡、新地南芝居歌舞伎芝居役割番付一六点、新地南芝居淨瑠璃役割番付一点、新地北芝居歌舞伎芝居番付一点、新地北芝居淨瑠璃役割番付一点、堺南嶋芝居照葉狂言番付一点、堺芝居照葉狂言番付一点、大坂道頓堀中之芝居（中座）役割番付一点、計二三点より構成される。本史料の中核となる一六点のうち、一一点が新地南芝居における二代田中村富十郎出勤時の役割番付である。このうち、一興行分の同一興行役割番付が二点づつ存在し、それぞれの番付を照会すると、狂言の追加や入れ替えなどが確認できる。は興行時期などを勘案すると、新地南芝居、新地北芝居、居ぢからかでの興行と考えられるが、今のところ芝居小屋は確定できない。また、から一〇点のうち、新地にあつた芝居茶屋濱田屋の印があるものが一六点あり、そのうち弘化二年（一八四五）五月新地南芝居役割番付一点の印をみると、「濱田屋改ひな菊」とあり、濱田屋が弘化二年五月段階で改名していることが判明する。ただし、弘化二年以降も濱田屋の印が使用されており、「ひな菊」印は使用されていない。改名後、もとの店名にもどしたか、あるいは店名を併存して使用したか、などが考えられよう。また、本史料の大半に濱田屋の印があることから、濱田屋かかりの見物のものが伝存した可能性がある。この他にも「森本屋」あるいは「新地森本屋」と墨書きされる役割番付二点を確認できる。森本屋とは新地にあつた芝居茶屋であったものと考えられ、これまで確認されていない芝居茶屋である。

このように本史料は、堺はもちろん、幕末期の上方歌舞伎を考察する上でも大変重要であり、有益な研究成果をもたらす原動力となる史料と考えられる。

（齊藤 利彦）

一四 公儀御触書留帳

本史料については、前述のとおり、現在、『堺研究』誌上において「堺廻り農村の御用留帳」として翻刻中である。本史料の概要については、『堺研究』一八号の森杉夫氏による解説を参照されたい。

一五 河内国丹南郡西村太田家文書

1

本文書群は河内国丹南郡西村（日置村・日置西村とも称する。現・日置莊西町）の幕末維新时期の村役人であつた太田家に伝来したものと考えられる。文書点数は一四四一点、年代は寛永二一年（＝正保元年、一六四四）から明治五年（一九一一年）の一七〇年近くにわたつている。

西村は幕府領から宝永元年（一七〇四）に武藏国川越藩秋元氏の領知となつた。秋元氏は明和四年（一七六七）出羽国山形藩弘化二年（一八四五）上野国館林藩に移封されているが、西村は引き続き同氏の領知として明治に至つてゐる。村高は文禄三年（一五九四）の検地帳（『日置莊町誌』）では八〇四石余、延宝六年（一六七八）の検地帳では九一五石余で、以後変化はない。家数・人口については延享三年（一七四六）に一六九軒・七二八人、天保一四年（一八四三）に一六五軒・七六八人、慶応四年（一八六八）に一五四軒・六三七人という数値が知られている（同前）。

なお本文書の一部は『堺市史統編』第五巻資料編に「日置莊西村文書」として翻刻されている。

2

幕末期の太田家の当主平左衛門は、宗門改帳によると安政四年（一八五七）に「年寄格」・同六年「庄屋格」・慶応二年（一八六六）「庄屋席」を勤め、さらに平左衛門の子と思われる太田平治（平次ともある）が、明治三年（一八七〇）には「庄屋」、同五年以降は「戸長」（庄屋の名称を変更）として史料中に現われている。平治の「戸長」の肩書きは

明治九年まで確認でき、この頃を境として文書は大きく二つに分けることができる。すなわち、近世から幕末維新期までは西村の村方文書が多く含まれ、明治一〇年以降は太田家の私的文書が中心となっているのである。以下、前者を近世～幕末維新时期、後者を明治期と区分し、さらに年代未詳分について構成と内容を説明していく。なお点数は近世～幕末維新时期が約九五〇点、明治期が五〇〇点弱、年代未詳が約一〇〇〇点である。

(1) 近世～幕末維新时期

まず西村の村方文書についてみていく。これは平左衛門が村役人となり村の重要な文書を引き継いだ結果残されたものである¹⁶。

最も古い年代の寛永二一年（一六四四）「申年当所御取ヶ下札写」（年貢免状）から寛延期（一七四八～五〇）までは免状・免割帳・皆済田録といった年貢関係史料がほとんどである。以降年貢関係史料は文化・文政期の免状を中心に明治六年（一八七三）まで断続的に残されており、長期的な年貢賦課の状況を追うことができる。いわゆる宗門改帳は西村の場合、村内の称念寺を檀那寺とする者（「大念佛宗称念寺旦那」）・同じく大念寺を檀那寺とする者（「淨土真宗大念佛寺那」）・村外の寺を檀那寺とする者（「宗門人別改之帳」）の三部に分けて作成されている。弘化五年（一八四八）から慶応二年（一八六六）までのものが断続的にあり、必ずしも毎年三部が揃っているわけではないが、一村の集計および前年比の増減を記した「宗門人別奥々帳」が同期間に五冊あることから、幕末期の人口推移がほぼわかる。検地帳はなく、延宝六年（一六七八）の検地の「奥寄」（集計）部分の写がある程度である。名寄帳の類もないため持高階層構成を知ることはできるが、文化二二年（一八一五）の「村中高附名前帳」および安政三年～明治五年の一七年間うち六年分が残っている「五人組高附名前帳」である。御用留類は明治三・四年の一冊があるのみで、村の基本的な文書である村明細帳・小入用帳などは残念ながら残されていない。

領主との関係では、調達銀や拝借銀についての史料がみられる。幕末期の拝借銀の返済は廃藩後堺県が行なうことになつてあり、明治維新を挟んで藩と領民との間の債務関係の処理の一端が窺える。

このほか地域社会に関わる史料として、狭山池をはじめとする溜池の普請や利用をめぐる規則書、若者仲間の取り締り、神社の合祀など、大きなまとまりはないものの様々な史料が見受けられる。その中で明治六年に狭山の郷学校の分校として西村に設置された「啓蒙学館」に関する一連の史料は貴重なものである。『堺市史統編』第一巻にある「日置莊啓蒙学館」の項の記述は本史料に基づいており、黎明期の学校教育の様子を具体的に伝えている。

次に、家に関する私的文書についてみてみる。これは貢政期頃からものが多く残つてあり、菜種・米などの売渡証あるいは代銀受取証、奉公人請状、小作証文、借銀証文がその大半を占めている。これらから同家は菜種・米生産を中心とした農業経営および地主経営、貸し銀業を行なつていたことが窺える。菜種の生産・販売は同家のみならず丹南郡一帯で盛んに行われており、明治二年一月に平左衛門の恵信之介は館林藩に対して、絞油を特産物として生産を奨励するよう意見書を提出している（「河内館林領国益産物油目論見帳」）。なお、弘化五年の宗門改帳には平左衛門の肩書に「酒造人高持」とあり酒造業も営んでいたと考えられるが、その経営史料はなく、嘉永七年に酒造株と道具類を堺の阿波屋喜兵衛に貸し出すという約定書、およびその後の阿波屋との出入（訴訟）に関する史料がみられる程度である。

最後に、本文書群に含まれている理由は明らかではないが、明治七・八年の旧丹南藩士族への家禄渡し帳や家禄奉還願書などがある。丹南藩（高木氏）は丹南郡丹南（現・松原市）に陣屋を構え、河内国を中心に一万石の領知を持つ譜代の小藩であった。廃藩後の旧藩士の生活の一端を示す興味深い史料といえる。

(2) 明治期

明治一〇年（一八七七）頃以降は太田家の私的文書が中心であり、太田平治とその子亮治郎宛の、小作証文（「下

作請負証」「小作地米宛米約定証券」などと題する)、金銭借用書、日常生活中にかかわる各種領収書(新聞代等)、私信がほとんどを占めている。は明治二五年頃まで、それ以降にやや片寄つて残つて「。前項でみられた菜種などの販売に関するものは少なく、同家の経営が「ある地主経営や貸金業に傾斜していく」と考えられる。では当時の生活の様子や交流関係を窺い知ることができる。

明治期の史料のなかで一つのまとまりをなしているのが堺銀行に關わる史料である。堺銀行については「堺銀行文書」の魅力(一五一頁)に詳述されているが、明治二五年設立・同四五年に任意解散するといつ珍しい経緯をたどつた銀行で、太田平治が一時頭取を務めていたことから本文書に關係史料が含まれていると考えられる。内容は、明治四一年に銀行の建物を改修したらしく、その時の請求書・領収書類と、翌四三年の同行および福田出張所宛の書簡類である。

全体として明治期の史料からは、同家の経済活動の展開や交流範囲の広がりを捉えることができよ。

(3) 年代未詳

前述したように年代未詳の史料は約一〇〇〇点を数え、全体の四割をも占めている。構成・内容は種々雑多であるが、書簡類・菜種販売代銀の受取証などの取引關係の史料・各種領収書がほとんどである。書簡類はさらに経営や取引に関するものと私信とに大きく分けることができる。これらの中には内容や差出・宛名、郵便物の場合は消印や切手などからおおよその年代を推定する」ことが可能なものもあり、詳しい分析を進めれば前項(1)(2)の史料とあわせて、その内容を補完するものとなつむ。

3

本文書群は昭和三七年(一九六二)に古書店より購入されたものである。「堺銀行文書」は図書館の記録では同時に

購入した別文書のようだ記されているが、前述したように本文書にも堺銀行關係の史料が含まれていることと太田平治が一時堺銀行の頭取を務めていたこと、さらに『堺市史総編』では本文書が「日置荘西村文書」と名付けられていることから、もともと一つの「太田家文書」として購入したものを図書館での整理段階で本文書と「堺銀行文書」とに分離したものではないかと思われる(ただし分離は不完全であった)。また「河内国丹南郡西村文書」(一三七頁参照)も、図書館への受入時期は平成二年(一九九〇)とかなり離れているものの、本文書で欠落している元禄期を中心とした年貢免状が含まれていたり、平左衛門の名が見えること、史料内容からみても同様にかつては同じ「太田家文書」であったのではないかと推測できる。

西村に関する史料は『日置荘町誌』(昭和二九年発行)にも文禄二年の検地帳の写、村明細帳など本文書にはない重要な村方文書が一〇点翻刻されている。これらも本文書と一緒にあつた可能性はあるが、現時点ではその所在も確認できず、判断しがたい。

4

以上のように、本文書は全体として長期間にわたる文書が残されており、中でも幕末維新期が質・量ともに充実している。本文書も含めて、本誌に概要が記されている「堺銀行文書」・「河内国丹南郡西村文書」そして『日置荘町誌』所収の西村の村方文書の伝来についてはさらに検討が必要である。しかしながら、「これらを併せて見る」とによつてそれぞれの不十分な部分を補い合えることは間違いない。近世、特に中期以降の西村およびその周辺地域の状況、太田家の経営の推移や日常の交流関係、堺銀行の実態など、明らかにできることは数多いと思われる。

執筆者紹介（掲載順）

荒武賢一朗 大阪市史料調査会調査員

西本 幸嗣 佛教大学非常勤講師

大久保雅央 寝屋川市史編纂課文書調査員

山崎 善弘 花園大学非常勤講師

重岡 伸泰 茨木市史編さん室非常勤嘱託

北林 千鶴 岸塚市教育委員会社会教育課古文書整理調査員

山形 隆司 (財)元興寺文化財研究所研究員

矢内 一磨 堺市博物館学芸課研究員

倉橋 昌之 堺市博物館学芸課研究員

上田 歩美 大阪歴史学会会員

斎藤 利彦 佛教大学非常勤講師

岡田 光代 大阪府立大学経済学部助教授

「堺銀行文書」の魅力

佐 藤 政 則

「堺銀行は大阪府内の中堅銀行」

堺市立中央図書館が所蔵する各種の古文書のなかに堺銀行に関わるもののが多数存在した。いわゆる「堺銀行文書」である。堺銀行が、甲斐町大道で開業したのは明治二六年（一八九三）一月であった。その後、二〇年間の営業満期を翌年に控えた明治四四年（一九一一）六月の株主総会において、事業継続を選ばず任意解散を決議した。解散手続きは円滑に進み、明治四五年（一九一二）一月、平穏に清算を終了した。

堺銀行の主要な歩みは表一に掲げた通りである。日清戦争の前年に開業し、戦後のブームに乗り、大阪支店、富田林出張店を擁する公称資本金六〇万円の銀行に飛躍した。しかし大阪金融界を直撃した明治三四年（一九〇一）恐慌によって、堺銀行も大きな打撃を受けた。日露戦争が勃発する明治三七年（一九〇四）には、公称資本金を四〇万円に減資して損失金の補填を行ったが、戦後の不景気のなかで経営再建は容易ではなかった。営業満期が近づくとともに、株主や銀行役員間の対立が表面化し、さらに本店所在地が阪堺軌道会社の線路用地として収用されることになり移転・新築問題が浮上した。ついに株主から解散の声があがつた。もつとも、破産に近いような追い込まれた解散ではなかつた。その後の清算処理が円満に終結したように、余力をもつた解散であつた。

堺市には、堺銀行のほかに、大西銀行（甲斐町）、指吸銀行（寺地町）、堺共立銀行（宿屋町）、堺貯蓄銀行（甲斐町）、



「浄土真宗門御改帳」 慶応二年（左）
「和泉国大鳥郡上石津村検地帳」 延宝六年（右）（上石津村文書）
本文136ページ



「糸割符本幹糸受取覚」 貞享五年（堺小西家文書）
本文130ページ



「和泉国大鳥郡上石津村検地帳写」 延宝七年（上石津村文書）
本文136ページ



堺御坊文書
本文131ページ



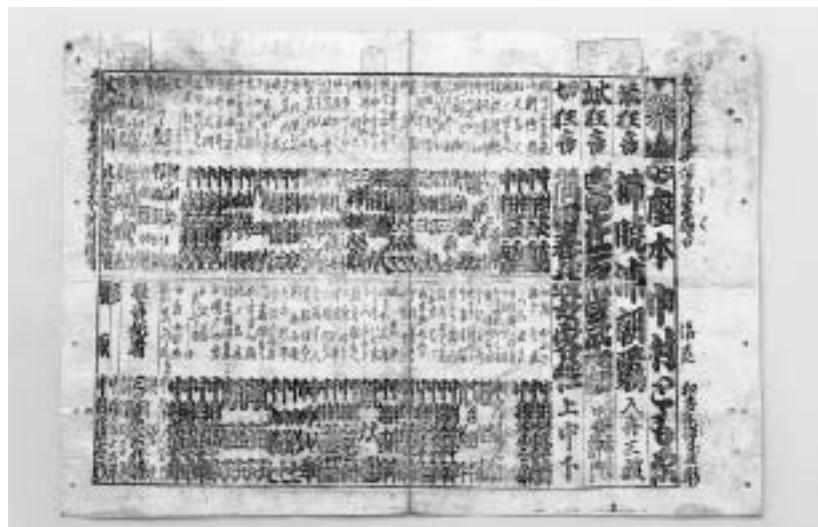
堺耳家文書

本文142ページ



「糸割符由緒書」 嘉永四年 (堺市中関係文書)

本文140ページ



「堺南芝居 (新地南芝居) 歌舞伎芝居役割番付」 弘化三年
(堺芝居番付)

本文143ページ



「宗旨御改帳」 享和三年 (堺真宗寺文書)

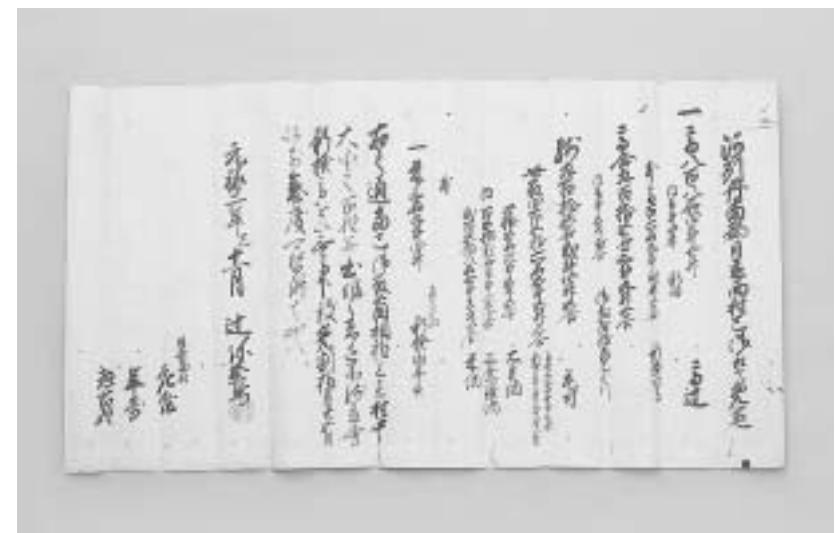
本文141ページ



啓蒙学館 「生徒出席簿」(左) 「生徒昇堂名簿」(右) 明治六年
(河内国丹南郡西村太田家文書) 本文147ページ



「申年当所御取ヶ下札写」 寛永二年 (河内国丹南郡西村太田家文書)
本文146ページ



「河州丹南郡日置西村已御取ヶ免状」 元禄二年 (河内国丹南郡西村文書)
本文137ページ